

第1期障害児福祉計画

成果目標値の設定

障がい児支援の提供体制の整備等	
平成32年度末までに児童発達支援センター設置	圏域に1か所
平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
平成32年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域に1か所
平成32年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1か所
平成30年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置

障がい児支援の見込量（1月当たり）

サービス名	単位	平成29年度	平成32年度
児童発達支援	人分	51	53
	人日分	277	288
医療型児童発達支援	人分	0	0
	人日分	0	0
放課後等デイサービス	人分	49	58
	人日分	463	548
保育所等訪問支援	人分	0	2
	人日分	0	5
居宅訪問型児童発達支援	人分		1
	人日分		4
障害児相談支援	人分	24	29
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人		1

計画の推進

- 保健、医療、福祉、教育、防災、まちづくりなどの各分野に関わる計画として担当部署を明確にし、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。
- 地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、地域総合支援協議会、行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、協働の視点に立って相互に連携することにより、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。
- 国・県・近隣市町と連携することでより効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との一層の連携を図り、福祉サービスの質・量の確保に努めます。
- 毎年度、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：点検・評価、Action：見直し）の手法に基づき、担当部署において事業の進捗状況を点検・評価し、実効性のある進行管理を行います。また、地域総合支援協議会等の意見や市政全般の動き、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

障がい者マーク

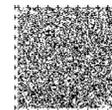
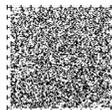
障害者のための国際シンボルマーク 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会	ヘルプマーク 岐阜県他	ハート・プラスマーク 特定非営利活動法人ハート・プラスの会	オストメイトマーク 公益社団法人日本オストミー協会	身体障害者標識 警察庁	障害者雇用支援マーク 公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター
白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク 岐阜市	盲人のための国際シンボルマーク 社会福祉法人日本盲人福祉委員会	ほじょ犬マーク 厚生労働省	耳マーク 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	聴覚障害者標識 警察庁	

第4次瑞浪市障害者計画・第5期瑞浪市障害福祉計画
・第1期瑞浪市障害児福祉計画【概要版】

発行/瑞浪市（平成30年3月） 編集/瑞浪市民生部社会福祉課

〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
TEL (0572) 68-2113 FAX (0572) 68-0294

この概要版の挿絵には、東濃特別支援学校の児童生徒が描いた作品を使用しています。



第4次 瑞浪市障害者計画

平成30（2018）年度～平成35（2023）年度

第5期 瑞浪市障害福祉計画

第1期 瑞浪市障害児福祉計画

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度



基本理念

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現

平成30年3月

瑞浪市

1 計画の性格と期間

1. 障害者計画

障害者基本法に基づき、瑞浪市における障がい福祉施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。

2. 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込み等を定めた計画です。

3. 障害児福祉計画

児童福祉法の一部改正により新たに策定が義務付けられた計画です。障がい児支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要量の見込み等を定めます。

年度	平成 24～26年度	平成 27～29年度	平成 30～32年度	平成 33～35年度
障害者計画	第3次		第4次	
障害福祉計画	第3期	第4期	第5期	
障害児福祉計画			第1期	

2 基本的視点

1. 地域での共生

障害者権利条約の理念を尊重し、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、意思決定・意思表明のために必要な意思疎通手段や情報取得手段について、その選択の機会が確保されるよう取り組んでいきます。

2. 差別の禁止

障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮^{※1}の提供を推進していきます。

3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

支援にあたっては、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立ち、障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的な視点をもって支援していきます。

4. 障がいの特性に配慮したきめ細かい支援

外見からは分かりにくい障がいや、発達障がい、難病、高次脳機能障がい^{※2}、盲ろう・重症心身障がい^{※2}の他の重複障がい等、障がいの特性に応じた個別的な支援の必要性に配慮して施策を推進します。

女性や子どもにおいては、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合や、年齢に応じた対応が求められる場合があること等から当事者のおかれた個々の状況に応じた支援に取り組んでいきます。

〔基本理念〕

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現

〔基本目標〕

1 支え合う市民意識の醸成

【共生意識】

2 療育・保育・教育の充実

【療育支援】

3 自立と社会参加の促進

【就労支援・余暇活動】

4 生活支援体制の充実

【生活支援】

5 安全・安心のまちづくり

【環境整備】

〔基本施策〕

(1) 広報・啓発の推進

(2) 福祉教育の推進

(3) 地域福祉活動、ボランティア活動の推進

(1) 早期療育と療育支援体制の充実

(2) インクルーシブ教育の推進

(3) 障がい児サービスの充実

(1) 一般就労、経済的自立の支援・促進

(2) 福祉的就労の確保

(3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進

(1) 相談支援体制の充実と人材育成

(2) 障害福祉サービスの充実

(3) 保健・医療サービスの充実

(4) 権利擁護体制の充実

(1) 生活環境の整備

(2) 情報取得や意思疎通の支援

(3) 外出時の移動支援

(4) 防犯・防災体制の整備

※1 合理的配慮：障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮
 ※2 高次脳機能障がい：交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とし、失語・失行・失認の他、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等により、日常生活または社会生活に制約がある状態。外見上はわかりにくい、周囲の人に理解されにくい。

分野ごとの基本計画

基本目標1 支え合う市民意識の醸成～共生意識～

基本施策① 広報・啓発の推進

- ・市や社会福祉協議会の広報紙・ホームページや行事を活用し、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発を行います。
- ・必要な支援等を視覚的に表す「障がい者マーク」について、正しい認識が広まるよう普及促進に努めます。
- ・障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止に向け、関連法の周知に努めます。

広報紙・ホームページを活用した啓発/障害者週間等における啓発/地域福祉行事を通じての啓発
障がい者マークの普及促進/障害者差別解消法の周知促進/障害者差別解消法に基づく市の責務の遂行
障害者虐待防止法の周知促進/人権施策推進指針に基づく取り組みの推進

基本施策② 福祉教育の推進

- ・将来の共生社会を担う子どもたちが、障がいの存在を正しく認識し、障がい者への理解を育むことができるよう、園や学校における福祉学習や交流活動の充実を図ります。
- ・地域において、障がいのある人とない人が同じ時間を共有し、交流する機会を増やします。

小中学校における福祉教育の促進/小中学校における交流・共同学習の推進/地域における交流活動の推進

基本施策③ 地域福祉活動、ボランティア活動の推進

- ・地域福祉活動を行う関係者と連携しながら、身近な地域において障がい者等を見守り支え合う体制づくりを推進します。
- ・地域の課題や個々のニーズに対応したボランティア活動を推進するとともに、ボランティア活動への興味関心が行動につながるよう効果的な啓発に努めます。

住民主体による地域活動の支援/ボランティアセンター機能の充実/ボランティア活動への参加啓発
ボランティアの育成

基本目標2 療育・保育・教育の充実～療育支援～

基本施策① 早期療育と療育支援体制の充実

- ・療育コーディネーターが核となり、関係機関との「顔の見える関係づくり」を強化し、早期療育の実現と切れ目のない一貫した支援体制を構築します。

保健・保育・教育・福祉の連携強化/相談窓口体制の充実による早期発見・早期療育の実現

基本施策② インクルーシブ教育^{※3}の推進

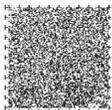
- ・障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに教育を受けることができる仕組みの構築を進めます。
- ・特別支援コーディネーターを中心に、一人ひとりの支援内容について検討し、相談体制及び関係機関との連携の一層の強化に取り組みます。
- ・定期的な研修等により、保育・教育に携わる職員の資質向上を図ります。
- ・保育・教育現場における合理的配慮の提供に努めます。

加配保育士・学業支援員の適正配置/特別支援コーディネーター機能の充実/保育士・幼稚園教諭・教職員の資質向上
特別支援教育推進協議会による学校間連携の推進/適正な就学指導の実施/保育・教育における合理的配慮の提供

基本施策③ 障がい児サービスの充実

- ・サービス提供事業所との情報交換の機会を設け、適切なサービスの質・量の確保に努めます。
- ・重症心身障がい児・医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、課題を整理するとともに、東濃圏域を視野に入れた地域資源の開発に向け、関係機関との情報共有と協議を進めます。
- ・平成30年度からの新サービスである居宅訪問型児童発達支援について、制度の周知とニーズ把握を行い、実施に向けた体制づくりを行います。

事業所等との連携と適正なサービス提供/放課後等支援の充実
特別支援学校との連携による社会生活への移行支援/重症心身障がい児向けサービスの拡充
重症心身障がい児等への支援についての協議/居宅訪問型児童発達支援の実施の検討



基本目標3 自立と社会参加の促進～就労支援・余暇活動～

基本施策① 一般就労、経済的自立の支援・促進

- ・障がい者が身近な地域で就労できるよう、関係機関等と連携しながら障がい者雇用の促進を図ります。
- ・就労後も継続して働き続けることができるよう、障がい者本人と企業に対する職場定着の支援を行い、就労しやすい環境づくりに努めます。
- ・市役所における障がい者の法定雇用率を遵守します。

障がい者雇用の啓発/障がい者の就労の場の確保/障がい者の就労定着支援
市職員にかかる法定雇用率の遵守と計画的採用の実施

基本施策② 福祉的就労の確保

- ・一般就労を目指す障がい者や一般就労が困難な障がい者に対し、障がいの特性に応じた就労支援を促進します。
- ・障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品等を市が積極的に調達するとともに、販路拡大等に向けた取り組みを実施します。
- ・農業と福祉の連携等、様々な分野での新たな取り組みを支援します。

障がいの特性に応じた就労支援/優先調達推進法に基づく市の積極的な調達/就労施設製品の販路拡大/新分野との連携支援

基本施策③ 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・障がい者の余暇活動の選択肢が増えるよう、障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できる文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動を推進し、障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・障がい者団体が行うイベントの開催を支援します。

生涯学習講座の充実/総合文化センター行事におけるバリアフリー対応の促進/市民図書館の点字・映像資料の充実
博物館等におけるバリアフリー対応の促進/スポーツ・レクリエーションの充実/障がい者団体主催イベントの支援
観光パンフレットへのバリアフリー情報掲載

基本目標4 生活支援体制の充実～生活支援～

基本施策① 相談支援体制の充実と人材育成

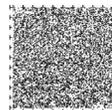
- ・各ライフステージを通じて障がいの特性に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関が相互に連携し、安心して相談できる相談支援体制を構築するとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。
- ・適切な時期に制度やサービスの情報を得られるよう、障がい者やその家族に対する情報提供の充実を図ります。
- ・地域総合支援協議会の機能を強化し、地域課題の把握と課題解決への協議を重ねることにより、制度やサービスの拡充につなげます。
- ・日常生活・社会生活で直面する困難に着目し、障がい者の尊厳と自己決定を尊重しながら、かつ、自立と社会参加の視点から適切な支援を行うことができる専門的人材の育成を図ります。

市における相談支援体制の充実/基幹相談支援センターの設置/制度等に関する積極的な情報提供
地域総合支援協議会の充実/地域生活支援拠点の整備/精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の協議
専門的人材の育成・確保

基本施策② 障害福祉サービスの充実

- ・障がい者が地域で安心して自分らしく生活を送ることができるよう、日常生活を支援するサービスを提供します。
- ・相談支援事業所において、障がい者や家族の状況等を的確に把握して利用計画を作成することにより、多様化、個別化する支援ニーズに的確に対応していきます。
- ・障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、レスパイトケア^{※4}の充実を進めます。
- ・新サービスについては、関係団体と連携を取りながら、実施に向け取り組みます。
- ・障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用推進により、福祉サービスの質の向上を図ります。

特定相談支援事業による計画相談の実施/居宅サービスの確保/日中活動の場の確保
居住の場の確保に対する支援/コミュニケーション支援の充実/レスパイトケアの充実
医療型短期入所の確保/自立生活援助の実施の取り組み/介護保険の共生型サービスとの連携
第三者評価事業の実施促進



第5期障害福祉計画

基本施策③ 保健・医療サービスの充実

- ・障がいの原因となる疾病の予防や、安全な妊娠・出産のために、教育や保健指導を実施します。
- ・障がい者が安心して地域に必要な医療を受けられるよう、情報収集・情報提供に努めます。
- ・各種手当てや医療費助成制度を着実に実施し、障がい者の経済的負担軽減を図ります。

安全な妊娠出産に対する教育・保健指導／専門的医療機関情報の把握と提供／福祉医療費助成の実施
自立支援医療の周知と利用促進／機能訓練事業の周知と利用促進／精神疾患への理解促進と健康相談の実施
難病患者への支援とその周知

基本施策④ 権利擁護体制の充実

- ・判断能力が十分でない障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度^{※5}や日常生活自立支援事業^{※6}の利用を促進します。
- ・障がい者の権利擁護にかかる相談や啓発を実施します。

成年後見制度の利用促進／日常生活自立支援事業の利用促進／権利擁護相談の実施／障がい者虐待対策の推進

基本目標5 安全・安心のまちづくり～環境整備～

基本施策① 生活環境の整備

- ・ユニバーサルデザイン^{※7}による総合的なまちづくりを推進するとともに、バリアフリー^{※8}化による社会的障壁の除去を行い、障がい者が外出しやすい環境の整備に取り組みます。

ユニバーサルデザインによる公共施設整備／公共施設のバリアフリー情報の提供／安全な道路整備の実施
住宅のバリアフリー化促進

基本施策② 情報取得や意思疎通の支援

- ・広報紙やホームページ、市が作成するパンフレットや案内文書等について、誰もが等しく情報に接することができるよう、また、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいの特性に配慮した方法による情報提供を推進します。
- ・障がい者が適切にコミュニケーションを図り、意思決定することができるよう、意思疎通支援の充実を目指します。手話奉仕員の養成に取り組み、福祉の専門的人材の確保に努めます。

見やすい広報紙と「声の広報」の利用促進／音声読み上げ等に対応したホームページの充実
公文書における障がいの特性に応じた情報提供体制の拡充／申請手続き時の意思疎通支援／手話奉仕員の養成

基本施策③ 外出時の移動支援

- ・外出支援にかかる現行制度を引き続き実施するとともに、利用実績等を検証して制度拡充の必要性を検討します。
- ・通学・通勤・外出時の移動に関する実態と課題、ニーズを整理し、移動支援に関する施策の促進を図ります。

移動にかかる割引制度の周知／移動にかかる助成制度の周知とニーズ検証／移動手段の確保にかかる検討

基本施策④ 防犯・防災体制の整備

- ・障がい者が地域で安心安全に生活できるよう、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、地域での見守り体制の強化を図ります。
- ・地域住民や関係機関等と連携し、災害時の支援体制づくりの強化に取り組みます。

地域の見守り活動の強化／消費生活相談・法律相談の実施／避難行動要支援者名簿の登録推進と活用
防災訓練の充実／福祉避難所の確保／災害時支援体制の強化

※3 インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、個々のニーズを踏まえた上で、可能な限り同じ場でともに学ぶ教育のこと。
※4 レスバイトケア：在宅で障がい者等の介護をしている家族の休息やリフレッシュを図るため、一時的に介護を代替する家族支援対策。
※5 成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人の日常生活を法的に支援する仕組み。
※6 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活ができるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
※7 ユニバーサルデザイン：障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
※8 バリアフリー：障がい者や高齢者が生活していく上での障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備する考え方のこと。

【成果目標値の設定】

①福祉施設の入所者の地域生活への移行	
平成32年度末の施設入所者数	65人
平成32年度末までの地域生活移行者数	2人
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	
③地域生活支援拠点等の整備	
平成32年度末までに、地域生活支援拠点を東濃圏域に1箇所設置	

【指定障害福祉サービス等の見込量】 訪問系サービス（1月当たり）

サービス名	単位	平成29年度	平成32年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	人分	21	23
	時間分	65	208
重度訪問介護	人分	1	1
	時間分	13	13
同行援護	人分	5	6
	時間分	46	67
行動援護	人分	0	0
	時間分	0	0
重度障害者等 包括支援	人分	0	0
	時間分	0	0

日中活動系サービス（1月当たり）

サービス名	単位	平成29年度	平成32年度
生活介護	人分	94	100
	人日分	1,906	2,099
自立訓練 （機能訓練）	人分	0	0
	人日分	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人分	10	18
	人日分	190	372
就労移行支援	人分	12	17
	人日分	216	303
就労継続支援 （A型）	人分	38	39
	人日分	762	789
就労継続支援 （B型）	人分	40	45
	人日分	672	778
就労定着支援	人分	5	5
療養介護	人分	1	1
福祉型短期入所	人分	11	14
	人日分	57	62
医療型短期入所	人分	1	3
	人日分	3	9

居住系サービス（1月当たり）

サービス名	単位	平成29年度	平成32年度
共同生活援助	人分	9	12
施設入所支援	人分	65	65
自立生活援助	人分		

④福祉施設から一般就労への移行等	
平成32年度の一般就労移行者数	2人 (2倍増)
平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	17人 (1割増)
平成32年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	1箇所 (100%)
平成31年度及び平成32年度における職場定着率	80%

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援（1月当たり）

サービス名	単位	平成29年度	平成32年度
計画相談支援	人分	34	38
地域移行支援	人分	0	0
地域定着支援	人分	0	0

地域生活支援事業

サービス名	単位	平成29年度 （4～9月）	平成32年度 （年間）
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有
相談支援			
基本相談支援事業	箇所	6	6
基幹相談支援センター	実施状況	無	設置
地域総合支援協議会	設置状況	検討	設置
障がい者虐待防止センター	実施状況	設置	設置
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	1
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）			
手話通訳者派遣事業	実利用者数	7	8
要約筆記者派遣事業	実利用者数	0	1
日常生活用具給付等事業			
介護訓練支援用具	件	2	2
自立生活支援用具	件	3	5
在宅療養等支援用具	件	1	7
情報・意思疎通支援用具	件	2	2
排泄管理支援用具	件	237	405
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	2
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	7	8
移動支援	実利用者数	1	2
	延べ利用時間	21	26
地域活動支援 センター事業	箇所数	1	1
	実利用者数	39	69
日中一時支援事業	契約事業所数	10	11
	実利用者数	34	45
訪問入浴サービス事業	契約事業所数	2	2
	実利用者数	2	2